

平成23年度第1回安全・安心まちづくり委員会 議事録

日時：平成23年10月5日（水）

午後4時から午後6時まで

場所：宮城県行政庁舎4階 特別会議室

1 開会

○司会

それでは、ただ今から、安全・安心まちづくり委員会を開会いたします。

開会に当たりまして、環境生活部次長の加茂よりあいさつを申し上げます。

2 あいさつ 環境生活部次長

本日はお忙しい中、安全・安心まちづくり委員会に御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、委員の皆様におかれましては、日ごろから、犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくりの実現に向けて、様々な立場から取り組んでおられますことに心から敬意を表します。

さて、3月11日に発生した東日本大震災は、県内に甚大な被害をもたらした多数の尊い人命が失われるとともに、被災地においては、未だ多くの県民の皆様方が不自由な暮らしを余儀なくされております。

県といたしましては、被災地が一日も早く、元の生活を取り戻し、さらには震災前より発展するよう、市町村や関係機関との連携のもと、全力を挙げて取り組んでいるところでございます。

委員の皆様方におかれましても、これまでに震災からの復旧に関し、それぞれのお立場から多大な御協力をいただいているところでございますが、県をはじめ、震災からの復旧に関する取組につきまして、ますますの御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

今回の大震災は未曾有のものでありましたが、それにもかかわらず被災地においては規律が保たれ、その治安の良さが世界中で賞賛されたことは記憶に新しいところでございます。

また、発災直後から、地域の絆をもとにした住民同士の助け合いが自然に行われ、地域における連帯感が再認識されました。

このような住民同士による助け合いは、まさしく、県民一人ひとりが参加することにより、犯罪がなく、誰もが安全で安心して暮らすことのできるまちの実現を目標とした「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり条例」の目指すところであり、本日御審議いただく「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画」の改定案につきましても、こうした地域の絆を基礎とした県民運動の広がり的重要性について、述べております。

なにとぞ、全ての県民の安全で安心な暮らしの実現に向け、忌憚のない御意見をよろしくお願いいたします。

3 委員、事務局紹介

○司会

本日は、犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり条例に基づき設置される本委員会の平成23年度第1回目の会議でございます。震災などの事情から、約1年ぶりの開催になりまして、その間、人事異動などで委員の顔ぶれも変わりましたことから、ここで改めて、本日御出席の委員の皆様の御紹介をさせていただきます。お名前をお呼びしますのでその場にお立ち願います。

ここで、事務局を紹介させていただきます。

ただいまあいさつを申し上げました環境生活部次長の加茂 雅弘でございます。

環境生活部共同参画社会推進課長の佐藤 謙一でございます。

このほか本日は、安全・安心まちづくり事業を推進しております、県の関係課の担当者も出席しております。本日はこの部屋の窓際のほうに座っていただいておりますけれども、その担当課等、本日の出席者につきましては、お手元のほうにお配りしております、関連事業担当課一覧をお配りいたしておりますので、こちらのほうをご参照いただきたいと思います。

さて、これからは次第の3、議事のほうに移らせていただきます。

4 議事

(1) 諮問

○司会

本委員会は、犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり条例第8条第1項の規定により設置され、犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画について審議することを目的といたしております。

また、現在の犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画の計画期間は平成19年度から平成23年度までの5年間となっております。

そのため、平成24年4月1日を始期とする次期計画の策定について、本委員会に諮問させていただきます、御審議いただくものです。

それではここで、山田会長に加茂次長から諮問書をお渡しいたします。

諮問の内容につきましては、皆様のお手元の資料1のとおりですが、その内容についてあらためて事務局から説明いたします。

○事務局

それでは御説明いたします。資料1を御覧ください。

まず、本委員会の設立目的ですが、犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり条例第7条第4項の規定により、基本計画を定めるに当たっては、安全・安心まちづくり委員会の意見を聴くことが、定められており、それに基づき、改定案について本委員会へ諮問するものです。

また、条例第7条第1項の規定により、基本計画は条例第2条の基本理念にのっとり、

定められることとなっておりますが、その基本理念は次の3点となっております。

最初に「自らの安全は自らが守り、地域の安全は地域が守るという防犯意識の高揚を図るとともに、県民運動として、お互いが支え合う地域社会の形成を図る。」こと、次に「子ども、女性、高齢者、障害者及び外国人その他の特に防犯上の配慮を要する者を犯罪被害から守る。」こと、最後に「基本的人権を侵害しないよう配慮しつつ、犯罪が起きにくい生活環境の整備を行う。」こととなっております。

また、基本計画を定めるに当たっては、当委員会へ諮問するほか、県民の意見を聴くことや議会の議決を得ることが定められております。

なお、本委員会で御審議いただく内容は犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくりに関する基本的方向性や安全・安心まちづくりの推進のための施策に関する事項といった計画全般にわたるものとなっております。

本委員会は20人以内で構成されることとされておりますが、現在は16人となっております。そのうち、青木委員につきましては、辞任の申し出があったため、後任の委員の任命を進めているところでございます。

次に、計画改定のスケジュールについて御説明しますので、資料2を御覧ください。

本委員会が平成23年度の第1回委員会となりますが、本日は「犯罪情勢と県民意識調査の結果」、「基本計画関連事業の平成22年度の事業の実績と平成23年度の事業の状況」を御説明し、それらを踏まえまして、基本計画の改定案として「目標」、「基本方針」、「基本方針の方向性」といった計画の中心的な部分について御審議いただく予定です。

本来は、委員の皆様の見解をまず調査し、事務局案をお示しするところですが、今回は震災の影響もありまして、非常にタイトなスケジュールにならざるを得ないということもありまして、最初に事務局案をお示しさせていただいております。

なお、本日の短い時間では、各委員の皆様方から意見をいただく時間が十分でないため、次回の委員会の開催までの間に、事務局の職員が、個別に各委員の皆様方を訪問し、本日は言い尽くせなかった部分や各委員の専門分野の観点からの御意見を頂戴し、11月の中旬に予定されております第2回委員会では、中間案をお示しする予定です。

また、県民からの意見聴取としまして、中間案を持ってパブリックコメントを実施し、12月下旬に予定しております第3回委員会においては、最終案の御審議・答申案に繋げる予定としております。以上でございます。

○司会

ただいま事務局のほうから、諮問書の内容と、開催計画についてご説明申しあげましたが、各委員から御質問等はございますでしょうか。

では、ご質問等ここではないようですので、ここから犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり条例第8条第5項の規定により、議事の進行を、議長である山田先生にお願いしたいと存じます。山田会長、よろしく申し上げます。

○山田会長

それでは、それでは早速議事に入らせていただきたいと思います。この会議は県の情報公開条例第19条の規定に基づきまして原則公開となりますが、よろしいですか。

異議はございませんね。

それでは原則通り公開とさせていただきます。

(2) 報告事項 イ 本県における犯罪情勢と県民意識調査の結果について

○山田会長

それでは議事でございますが、報告事項といたしまして、イ「本県における犯罪情勢と県民意識調査の結果」について事務局からご説明いただきます。よろしく申し上げます。

○事務局

それでは、報告事項イ「本県における犯罪情勢と県民意識調査の結果」について御説明します。

資料集の後ろに添付しております「参考資料」1から7の順に御説明いたします。まず、刑法犯の認知件数についてですが、県内の平成22年の刑法犯認知件数は2万4千6百人余りとなっておりますが、平成13年をピークに県内、全国とも減少しております。また、20歳未満の被害者数、女性の被害者数、65歳以上の高齢者の被害者数も概ね、減少傾向にあることが確認されます。

次に、参考資料2を御覧ください。被害者の年齢層の比較ですが、全国平均に比べ、宮城県は高齢者の被害者数の割合が少なく、20歳未満の被害者の割合が多いことが読み取れます。

次に参考資料3を御覧ください。犯罪被害者数について男女比を表したものです。これによりますと、宮城県は、全国平均に比べ、女性が被害に遭う割合が若干高いことが読み取れます。

次に、参考資料4を御覧ください。インターネットを利用したいいわゆるサイバー犯罪の検挙件数の推移状況を表しております。

参考資料1のとおり、全体の刑法犯認知件数は平成13年度をピークに減少し続けているのに対しまして、サイバー犯罪については逆に増加が続いており、取組の強化が求められるデータとなっております。

次に参考資料5を御覧ください。サイバー犯罪のうち出会い系サイトやコミュニティサイトを利用した犯罪の被害児童の数や検挙件数を示しております。警察をはじめとした関係機関の努力にもかかわらず、明確な減少傾向は示しておらず、全国的には高止まりの状態が続いております。

最後に参考資料6を御覧ください。被災地の犯罪発生状況を示したものです。街頭犯罪については概ね昨年同期に比べ、減少していることが読み取れます。

侵入犯罪についても、概ね、減少していることが読み取れますが、空き巣は昨年に比べ、大幅に増えており、被災者の方が安心して暮らすためにも、対策が必要なことを示しております。

次に「県民意識調査の結果」について御説明します。資料7を御覧ください。

県の「安全・安心まちづくり」に関する県民の認知度、関心度、重要度、満足度に関する調査結果ですが、いずれの項目についても、安全・安心まちづくり活動についてプラスになる指標の数値が下がっています。特に、認知度に関する指標については、昨年度に比べ10ポイント以上低下し、また数値そのものについても、県の取組に関する認知度が約3割と決して高いとはいえない状況にあることから、安全・安心まちづくりを県民運動として進めていく上で、さらに県民への働きかけを強化する必要があることを示す数値となっております。

また、満足度につきましては、満足とする群が約4割、不満とする群が約2割と満足している県民が多いことが示されていますけれども、分からないと回答している県民も約4割いることから、県民の満足度がますます上がるような取組が必要とされています。

次に、特に優先すべきと思う事項についての結果です。

これについて御説明いたしますと、平成21年が最新のデータとなっておりますが、その理由としては、本計画の改定を目指すに当たり、平成22年度に独自のアンケートを予定していたため、県民意識調査の項目を簡素化した結果となっております。

本来であれば、さらに詳しい県民意識の調査結果をお示しする予定だったのですが、作業中に、宮城県独自の女性と子どもに対する暴力的行為の根絶対策の検討が開始され、その内容が本計画にも影響を及ぼすものであったことから、対策の大まかな方向性が示される予定であった本年の4月以降にアンケートの実施を延期した結果、震災が発生し、アンケートの実施自体が困難となっております。

したがって、この「特に優先すべきと思う事項」と次の「体感治安」に関する項目は平成21年の県民意識調査の結果となっておりますが、どうかご容赦いただきますようお願いいたします。

それでは、まず「特に優先すべきと思う事項」について御説明させていただきます。

調査結果からは、「犯罪のない安全・安心まちづくり」のために行政、地域、事業者等が連携して行う県民運動と、学校・通学路等の安全対策を進めるなど、子どもを犯罪から守るための環境づくりと安全教育の充実に特に優先して取り組むべきとする意見が多く、県民も、犯罪がなく安心して暮らせるまちづくりのためには、県民総ぐるみの運動や子どもの安全対策、安全教育が重要であると考えていることが示されております。

次に「体感治安」について御説明いたします。

平成21年度の結果によりますと、分からないと回答した群を除く人数を、体感治安を良いと考えている群と悪いと考えている群に分けた場合、良いと考えている群が約8割、悪いと考えている群が約2割となっており、日々、様々な事件、事故に関する報道がなされていますけれども、それに比べ、悪いと考えている県民は決して多くはないという状況となっております。

また、悪いと考えている方達の理由のトップが「以前と比べて事件事故が多くなってきたと感じるから」と回答しており、実際に「自分の身边で事件・事故が発生したから」とする回答が少ないことからみても、県民が安心して暮らすための、等身大の情報発信の重要性が窺われます。

また、治安を向上させるための対策としましては、子ども、女性、高齢者に対する犯罪の抑止、といったものがトップとなっております。

○山田会長

それでは、イ「本県における犯罪情勢と県民意識調査の結果」について、いくつかご報告がありました。これについて何かご質問等ありましたらいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○江刺委員

確認なんですけど、出会い系サイト、コミュニティサイトに起因する被害児童数、児童、とありましたけど、これは何歳から何歳までという。生徒まで含んでいるのか。

○山田会長

小学生までが児童で中学生が生徒ですね。小学生だけなのか、中学生まで入っているのか。では調べおいていただいくということで、他の御意見、ご質問ありましたらどうぞ。

○邊見委員

いろんな分析の結果、パーセンテージとか数字で示されておりますけれども、この調査の方法については、どういう方法で調査されたのか聞きたい。

○事務局

県民意識調査を毎年政策課のほうで行ってございまして、選挙人名簿等から抽出した県民あてに、調査票をお送りしまして、その回答をもらって、それを集計したものとなっております。

○山田会長

よろしいですか。他はいかがでしょう。

○大友委員

調査方法については抽出で、というお話でしたけれども、何人くらい抽出されるんでしょうか。

○事務局

県民意識調査につきましては、以前から県の政策課というところで、行政評価を行うために評価していたものをそのまま延長線上で使っておりまして、これは大体4000人ランダムに抽出しているという形です。

○山田会長

他はいかがでしょう。よろしいですか。

それではイの報告事項につきましては終わらせていただきまして、報告事項の2つ目、ロ「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画関連事業の平成22年度の実績及び平成23年度の状況について」ということをご報告をお願いいたします。

(2) 報告事項 □ 犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画関連事業の平成22年度の実績及び平成23年度の状況について

○事務局

それでは、御説明します。資料3を御覧ください。

詳細はA3の2枚のペーパーにまとめてありますが、3つの基本方針に基づき6つの方向性が定められており、その6つの方向性ごとに関連事業を整理し、位置づけております。したがって、1つの事業が複数の分野にまたがる場合は、それぞれの方向性の欄に事業名を記載してございます。

それでは、1枚目のA4のペーパーに沿って平成22年度の事業実績の概要について御説明します。

基本方針が3つありますので、それぞれの基本方針ごとに、それに基づき実施した事業概要について御説明いたします。

まず1つ目の「自らの安全は自らが守る」、「地域の安全は地域が守る」という防犯意識を醸成し、お互いが支え合う地域社会を形成します、という基本方針に基づく事業の概要についてです。

全国地域安全運動の県民大会、犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり県民大会の開催や、地域や団体で行われる安全教室等への講師派遣や教材の提供、それから県民運動を展開します、すばらしいみやぎを作る協議会との共催によるポスターやリーフレットの作成・配布などを実施しまして、県民運動としての気運の醸成を図りました。

また、県民運動の担い手の拡大のため、防犯ボランティア団体を対象とした、地域安全マップ作成指導者養成講座や地域交流会等を開催し、防犯ボランティア団体の育成支援及び活動の活性化を図るとともに、大学生を中心とした若い世代で構成します、防犯団体「みやぎマモルンジャー」の結成を支援し、防犯ボランティア活動のすそ野を広げる活動を行っております。その結果、平成22年の12月末現在ですけれども、県内では554団体、32041人の方々が防犯ボランティアとして活躍しておりまして、防犯活動に有効とされる青色パトロールにつきましても、平成22年12月末現在では、114団体、360台が活動しています。

そのほか、県内で発生する犯罪の情報をいち早く県民に伝え、自律的な防犯活動に役立てるために、警察本部のホームページで発生情報を掲示したり、宮城セキュリティメールにより、登録者に情報提供し、県民の安全・安心に努めております。

次に、基本方針の2つ目、子ども、女性、高齢者、障害者、外国人その他の特に防犯上の配慮を要する人を犯罪被害から守っていきま、に沿った事業の概要です。

母親クラブや放課後児童クラブなどの活動に対しての支援や、スクールガードの養成などにより、子どもの見守り活動を促進し、子どもたちが安心して暮らすことのできる地域社会づくりを推進しました。また、インターネットを通じ子どもが犯罪被害にあうことを予防するなどの取組を進めました。その他、防犯ボランティア団体と警察が連携して、危

陰個所の点検や、環境浄化活動を行い、通学路の安全の確保活動を行いました。

女性や高齢者、障害者、外国人などといった特に防犯上の配慮を要する方々を犯罪被害から守るための取り組みとしましては、防犯に関する講習会やリーフレットの配布を通じて、防犯に対する意識の向上を図るとともに、各種相談窓口を設置し、さまざまな不安の解消に努めました。

3つ目の、基本的人権を侵害しないよう配慮しつつ、犯罪が起きにくい生活環境の整備を行います、の基本方針に沿った事業概要です。

犯罪が起きにくい生活環境を整備するために、防犯ボランティア団体、警察が連携して危険個所の点検や環境美化活動を実施しました。また、深夜商業施設のセーフティーステーション化の促進ため、安全情報の提供や、安全対策の啓発活動を行っています。

このような取組を行いまして、県民の安全・安心まちづくりに対する意識の高揚や、防犯ボランティア団体の活動の活性化を行いまして、刑法犯の認知件数におきましても、平成13年をピークに、9年連続で減少しております。

また、平成23年度の事業につきまして、年度の半分以上が過ぎておりますけれども、東日本大震災の影響によりまして、県民大会などが中止されることになりましたが、可能な限り、基本計画の趣旨を踏まえ事業を実施し、安全・安心まちづくりを推進していきます。以上でございます。

○山田会長

ありがとうございました。それでは今、資料3に基づき、平成22年度の実績や今年度の状況について、御報告がありました。これについて御質問いただきたいと思います。事業のほうは6つの方向性に従ってそれぞれ示されているわけですが、一つ一つというわけにはいきませんので、まとめてご質問いただきたいと思います。

また、後のほうの協議事項で、今後の計画について議論がございますので、計画にかかわるご意見につきましては、そちらのほうでまとめて戴きたいと思っております。まずは、この2つの資料に基づきましてご質問いただければと思います。よろしく申し上げます。

○大友委員

2番目の、子ども・女性・高齢者・障害者というところの取組について質問したいのですが、インターネットを通じ、子どもが犯罪の被害にあうことを予防するための取組を進めたということと、防犯ボランティア団体が連携して通学路の安全の確保活動を行ったということですが、現場にいるものとしてはなかなか見えないんですけれども、具体的にどういうことか質問させてください。

○事務局

それでは、最初のインターネットを通じ、子どもが犯罪の被害にあうことを予防するための取組としてどういうものを行ったか御説明させていただきます。

A3の、事業・実績のペーパーですと、平成22年度の事業実績と書いてありますけれども、その左側、2段目ですね。犯罪被害から子どもを守るための見守り活動の促進、黒いラインが入ってますけれども、その一番下に小さい字で恐縮ですけれども、ネット被害未然防止対策事業というものが、教育庁のほうで行われています。これにつきましては、子どもへの教育という観点から、情報モラル向上のためのリーフレットとか、ネット被害未然防止マニュアルといったものを作成配布しております、その他県内の小中高556校を対象とした学校裏サイトの監視などをしております。

その他こちらには記載しておりませんが、共同参画社会推進課のほうの事業としても、このような啓発のためのリーフレットの作成や、講習会などを開いているところでございます。

2点目のご質問についてですけれども、こちらの方は、警察の担当者がいらっやっていますけれども、お願いしてよろしいでしょうか。

○佐々木

それでは、ご質問のございました件についてお答えします。私、警察本部生活安全企画課の佐々木と申します。

防犯ボランティア団体と警察が連携して危険個所の点検・環境浄化活動ということがございます。こちらにつきましては、防犯協会、あるいは少年補導員協会、こういった団体と警察が連携しまして、通学路の安全点検というものを行っております、さらに、街頭の有害広告物の除去作業といったものも行ってまいりますので、こういった環境浄化活動を行いながら、健全育成に努めているところでございます。

○大友委員

質問の回答についてはわかりましたけれども、なぜ質問したかといいますと、このように書いてありますけれども、なかなか現場ではそのことが把握できないということがあります。これを見ますと、すべてそれがやったんだというような形でとりますけれども、現場にいるものとしては、そうではないというところもあるということをお話したいというふうに思いまして質問させていただきました。

県民の意識調査でもなかなかそれが分かってもらえないということもありましたけれども、それが私は納得できるなということで質問させていただきました。

○事務局

ネット被害防止対策につきましては、教育庁の担当の方いらしてますが、もし補足する点がありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○高校教育課

教育庁高校教育課の斉藤でございます。ネット被害未然防止対策のところで、学校裏サイトの監視事業をやっておりますが、これは監視をいたしまして、とくに問題がある場合について、その対象校のほうに、所轄課を通して、担当学校のほうに連絡を差し上げるような形になっておりますので、とくに小学校あたりですと、なかなかそのようなことは実

際、具体的に事例としてあがってくる場面というのは少ないかと思えますけれども、各学校を対象としての監視を行っておりますので、問題があればその学校さんのほうに連絡がいくという状況になっております。

○事務局

あと事務局から、先ほど江刺委員からお尋ねがありました、児童の年齢につきましては確認させていただきました。18歳未満ということです。

○山田会長

よろしいですか。今のご質問、それから先ほどの児童のここでの定義ですね。18歳まで含まれるということですね。ありがとうございました。

他にはいかがでしょうか。

ちょっとよろしいですか。23年度は震災によって規模を縮小しながらこれだけのことはこれからやっていくという資料だととらえてよろしいですか。

○事務局

そういうことでございます。

○山田会長

はい。よろしゅうございますか。

それでは先に進ませていただきます。

(3) 協議事項 犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画の改定について

○山田会長

続きまして、協議事項に入らせていただきます。「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画の改定について」ですが、改定に至る基本計画の現状や課題、改定案について、事務局より一括して説明願います。

○事務局

それでは、ご説明いたします。資料4を御覧ください。

現在の基本計画の概要は左にお示ししてあります。

まず、目標を掲げ、次にその目標を実現する上での基本の方針が3つ、また、その基本方針を進めていく上での方向性が6つあり、それぞれの方向性ごとに具体的な推進項目が設定されております。

改定案につきましては、右にお示ししてあります。具体的な改正理由は、後ほど御説明しますが、目標、基本方針をそれぞれ修正した上で、それらを実現するための方向性を6つから8つに増やしております。改正のポイントしましては、女性の安全対策の推進を子どもの見守りと同様に、方向性として独立させ、また、すべての方向性に関わる、被災地の安全対策については、被災地における安全・安心まちづくりの早期復旧として新設しま

した。

また、子どもの見守りの推進の中に情報化社会への対応という内容を加えております。

次に、計画に基づくこれまでの取組を振り返って、成果や課題、また課題についてどのように次期計画に反映していくかの案につきまして、現行計画の6つの方向性ごとに御説明いたします。

資料4をお手元に置きながら、資料5を御覧ください。

資料中、一番右に、「基本計画への改定案」とありますが、その中で太線で囲んでいる項目が、本日、改定案としてお示する基本計画の「目標」、「基本方針」、「基本方針の方向性」に関わる部分です。

細線で囲まれている項目については、「方向性」を具体化するための「推進項目」や「具体的推進方策」の中で位置づけていくこととしておりますが、それらにつきましては、本日の御意見の内容などを踏まえ、次回の委員会までに案をお示しする予定です。

それでは、まず、犯罪のないみやぎを目指した活動を県民運動として展開するための気運の醸成について御説明いたします。

この方向性に基づく取組の結果としまして、全体的に刑法犯認知件数が9年連続で減少するほか、県民運動の下地となる防犯ボランティア団体の数や青色パトロール実施団体が増加しており、犯罪のないみやぎを目指した活動を県民運動として展開するための気運の醸成としては、一定の成果があったものと考えられます。

また、現状と課題としましては、先に御説明したとおり、県が安全・安心まちづくりに取り組んでいることについての県民の認知度が低いことや、防犯ボランティア団体の数は増えているものの、構成員の固定化や高齢化などの問題を抱えていることが挙げられます。

安全・安心まちづくりに関わる方々が固定化することは、県民運動としての広がりを目指すとしている本計画を進めていく上で、根本的で重要な課題でありますので、「目標」と「基本方針」の中に、安全・安心まちづくり活動に県民一人ひとりが主体的に取り組む必要があることについて、さらに触れていくこととしております。

また、県民の認知度が低いことも、県民運動として発展させていくためには重要な課題でありますので、「基本方針の方向性」の中で「県民の安全・安心まちづくりに関する理解を深めるための働きかけの強化」という観点から触れていきたいと考えております。

次に、犯罪被害から子どもを守るための見守り活動の促進について、御説明いたします。条例におきましては、特に次代を担う子ども達が犯罪に巻き込まれることのない安全な地域づくりを目指すことが謳われているところですが、そのための見守り活動の促進の結果、ボランティアによるスクールガードの数が平成18年に比べ約2,000人増加したほか、地域で子どもを支えるための子育てサポーターを毎年養成し、また、放課後の子ども達の安全な居場所となる児童クラブや子ども教室が増え、子ども達にとって安全な環境が充実してきております。

また、最近では、インターネットを契機に子どもが犯罪に巻き込まれるケースが増えていることから、子どもに対する安全教育を推進しております。

次に現状と課題ですが、子どもへの声掛け、つきまといなどによる通報件数は、平成22年度は前年度に比べ、大きく増加しております。これは県警内に子ども女性安全対策係が新設され、子どもに対する事案の掘り起こしが進んだ結果、統計に表れてきたことが大

きな理由ですが、対策を考えていく上では、現状の正確な把握が欠かせません。

また、先にデータをご紹介したように、出会い系サイト規制法の改正や青少年インターネット環境整備法の制定などにより、子どもを犯罪被害から守るための取組が進められているものの、いまだ、インターネットや携帯電話のサイトを通じて、子どもが犯罪被害に遭う危険性は決して低いとはいえない状況にあります。

したがって、「基本方針の方向性」に情報化社会への対応を加え、情報化社会の進展に伴う子どもの見守りのあり方の見直しと安全教育の推進に触れていくこととします。

なお、基本計画への反映案のはじめに示した「子どもに対する犯罪を減少させるための新たな対策の検討」の推進項目の追加についてですが、県内では、昨年2月に発生した少年によるDVを原因とした殺人事件や自分の子どもの児童ポルノを作成し検挙される事案など、全体の犯罪数の減少にも関わらず、従来の感覚では予想もできなかった事件が発生していることも残念ながら事実です。

したがって、従来の枠組みに縛られず、県としてどのような対策ができるのか、考えることが重要であり、推進項目として、このようなスタンスについて記載していくこととしております。

次に、女性、高齢者、障害者、外国人等の安全対策としての見守り活動の推進について、御説明いたします。

女性に対する取組としましては、特にDV対策に力を入れ、被害の早期防止を図るために若年層からのDV被害防止のための普及啓発を進めました。

また、高齢者への対応としては、主に相談対応力のスキルアップを通じた被害の未然防止や被害の拡大の防止に努めています。

障害者につきましては、権利擁護の相談窓口において、犯罪被害に関する相談を受け、犯罪被害の防止を図っております。

また、外国人につきましては、相談センターの対応言語が増加したことにより、より相談しやすい環境が充実してきており、犯罪被害の防止に一役買っております。

現状と課題についてですが、御覧のとおり、DV等に関する相談件数が行政側、県警側とも急増しております。これは、先ほど説明した石巻における事件の影響が大きな理由と考えられ、今まで潜在していた事案が表に出てきた格好です。

このため、女性をはじめとした社会的に弱い立場にある方々への配慮の重要性について目標や基本方針に明記するとともに、「基本計画の方針」として女性の安全対策の推進を新設し取組を充実させていくこととしております。

また、子どもの見守りと同様、DV対策の強化のため、県としてどのようなことができるのか、従来の枠組みにとらわれず検討していく姿勢を表現するため、推進項目として、このようなスタンスについて記載していくこととしております。

次に、学校、通学路等の安全対策の促進について、御説明いたします。

成果としましては、学校、通学路の安全点検などの担い手となるスクールガードが増加したほか、PTA、自治体、防犯ボランティア団体等と連携・協働した道路、公園など通学路における危険箇所の点検、環境の改善活動の広がりがみられます。

課題につきましては、特に被災地においては、仮設住宅への入居や転居などにより通学路が変更され、新たに安全点検を実施し、通学路の安全を確認する必要がありますが、被

災地においては生活の立て直しに精一杯の状況であり、直ちに住民のボランティア的な活動により安全点検などの活動を実施することは困難な状況であります。

そのため、新設する「被災地における安全・安心まちづくりの早期復旧」の方向性の中で、一刻も早く、被災地の復旧を支援することにより、子ども達の安全な通学環境を実現していくこととしております。

次に、犯罪の防止に配慮した安全な道路、公園、駐車場、住宅、深夜商業施設等の普及について、御説明いたします。

成果としましては、毎年1箇所づつ防犯ロードを整備するほか、自動車・自転車の盗難防止キャンペーンの実施や防犯設備士協会やガラス飛散防止組合と連携し、防犯性の高い部品の普及啓発を行っております。

また、コンビニエンスストアをはじめとした深夜小売業施設がセーフティステーションとしての役割が定着し、トラブルが起きた際の駆け込み寺として機能しております。

現状と課題につきましては、全体の刑法犯認知件数が低下傾向にあるにも関わらず、自転車盗の認知件数が増えていることが挙げられます。身近な犯罪であるが故に、体感治安の悪化に寄与している割合も多いと考えられ、小さな事件と捉えず、取組を強化していく必要があると考えられます。

最後に、犯罪の被害にあわないためのまちづくりとホスピタリティのある地域づくりについて御説明します。

成果としましては、違法広告物を除去するボランティア活動が定着し、毎年、相当数の貼り紙が除去されるとともに、県民のボランティア活動参加への入り口となっております。なお、平成22年の数値が低くなっておりませんが、これは石巻の東部土木事務所が津波で浸水し、集計できないためとなっております。

また、迷惑防止条例及びキャッチ・ボッタクリ条例の改正と集中的な取り締まりにより、繁華街の違法な客引き行為や風俗店が激減しております。

観光地対策としましては、観光地の宿泊施設やJR各駅への防犯ポスターの掲示や啓発チラシの配布などをおこない、犯罪の未然防止に努めております。

また、現状と課題についてですが、被災地においては、空き家や空き店舗が多数発生しており、また、津波の影響で生活環境が荒廃した状況となっております。

犯罪を防ぐ上で、まちの美観を取り戻すことは、非常に重要であり、人の住めない空き家、空き店舗の早期撤去や震災ゴミの早期処理を通じた、環境整備が喫緊の課題となっており、新設する「被災地における安全・安心まちづくりの早期復旧」の方向性の中で取り組んでいく予定としております。

次に、これらの現状や課題を踏まえた「目標」、「基本方針」、「基本方針の方向性」の改定案について御説明いたします。

まず、目標についてですが、資料4を御覧ください。

現在は、「地域社会全体が連携・協働して、安全・安心まちづくりを推進し、すべての県民が安心して暮らせるまちを実現」することが目標となっております。

現行計画では、条例の理念である県民一人ひとりをはじめとした、全ての関係者が協働して安全・安心まちづくりを進めるという考えを、まず県内に広めることが重要とする立

場から、「地域社会全体が連携・協働して、安全・安心まちづくりを推進する」という表現を使用しておりましたが、理念的であるが故に、やや行動主体や取り組む内容が明らかでない部分もあったため、計画の改定に当たっては、理念の普及から実践へ軸足を移すこととし、「県民一人ひとりが犯罪が起きにくい環境づくりに取り組む」ことを強調しました。

また、条例の理念を実現する上で特に配慮が必要ということで、「社会的に弱い立場の人や被災地の住民をはじめ」と前置きした上で、最終的な目標は「すべての県民が犯罪に巻き込まれることのないよう「安心して暮らせるまちの実現」であることを明らかにしております。

次に、基本方針の1つ目について御説明いたします。資料6を御覧ください。

現在は、条例が制定されてから最初の計画であったため、できるだけ条例の理念に忠実な表現となっており、「自らの安全は自らが守る」、「地域の安全は地域が守る」という防犯意識を醸成し、お互いが支え合う地域社会を形成することを基本方針の1つ目としております。

改正案につきましては、現在の基本理念に示されている「自らの安全は自らが守る」、「地域の安全は地域が守る」という防犯意識の向上を図る点について、さらに具体化するため、「一人ひとりの防犯意識を高め、地域全体の防犯力を向上させる」ことが必要であることを謳うとともに、基本理念に述べられている、「自らの安全は自らが守る」、「地域の安全は地域が守る」という県民の意識が高まり、お互いが支え合う地域社会を形成するには、身近な地域の絆を起点に、これを徐々に広げていくことで、最終的には大きな県民運動のうねりとし、県民一人ひとりの防犯意識の高揚と相互扶助精神の醸成に繋げていくことが大事であることを説明しています。

2つ目の基本方針につきましては、昨今の重大事件を顧みますと、DVに代表されるよう、社会的に弱い立場にあることが犯罪にあいやすくなる原因として見過ごせないことから、その表現を追加し、条例の基本理念をさらに具体化しております。

また、被害の防止に全力を尽くすことは当然ですが、現実をみた場合、被害の拡大を防ぐための取組も重要でありますことから、そのための相談しやすい環境の充実について基本方針で述べることにしました。

子ども達の見守りににつきましては、犯罪被害とまではいえませんが、ネット上で悪口を言うなどのネットいじめが社会問題になっているなど、科学技術の急速な発展が現実の子ども達の生活環境に大きな影響を与えております。したがって、子ども達の見守りにについても、我々の子ども時代の経験だけに頼るのではなく、常に、社会環境の変化に合わせた柔軟な対応が求められているところであり、基本方針もこうしたスタンスを加えることにしました。

3つ目の基本方針につきましては、「犯罪が起きにくい生活環境の整備」の目的は「県民が安心して暮らせる」ことであるため、その表現を追加しております。

次に、基本方針の方向性の改定案について御説明します。資料7を御覧ください。

最初に、方向性1 犯罪のないみやぎを目指した活動を県民運動として展開するための気運の醸成についての見直しですが、ポイントは、県民の安全・安心まちづくりに関する理解を深めるための働きかけの強化、という点にあります。

先に、資料5の1ページ目で御説明したように、県が安全・安心まちづくりを県民運動として進めていることについての県民の認知度は決して高いとはいえない状況にあるため、県が率先して、普段、県民があまり意識しないで行っている身近な取組の1つひとつが犯罪のないみやぎを実現する上で非常に重要であることを明らかにし、安全・安心まちづくり運動の気運を醸成することで、県民運動として発展させていくこととしております。

そのほか、個人レベルの小さな取組を面として繋げていくことの重要性について追加しております。

次に、方向性2 犯罪被害から子どもを守るための見守り活動の促進について御説明します。

見直しのポイントは情報化社会の進展への対応です。

犯罪のない地域を作るための重要な点として、条例では、特に地域社会の連帯による支え合いというものを強調しております。

そういった観点では、インターネットといった仮想空間をきっかけとして生じるような犯罪を防止する上で、地域社会の連帯は役に立たないのではないかとの見解もあろうかと思いますが、現実社会において子ども達の安全な環境を実現する上では、無視できない状況となっております。

このため、改定案の中にも、インターネットをはじめとした情報化社会に対応した取組を進めていくことを追加しております。

そのほか、全体的な文章表現を見直しております。

次に、新設されます、方向性3 女性の安全対策の推進について御説明します。

資料5の3ページで御説明したように、昨年度のDV関係の相談件数は高い伸びを示しております。また、実際に、石巻ではDVを原因とする悲惨な事件が起きてしまいました。

したがって、女性に関する安全対策を充実させていくことは、非常に重要な課題であるため、方向性として独立させ取組を進めていくこととしたものです。

具体的には、若年層からの教育や相談体制の充実を図るとともに、従来の枠組みに縛られず、女性の安全対策について検討していくことの重要性について明らかにしていくこととしております。

最後に、新設される、方向性8 被災地における安全・安心まちづくりの早期復旧について御説明いたします。

震災からの早期復旧・復興は宮城県にとって最優先の課題であり、現在、強力に対策を押し進めております。

被災者の願いは早く、安全・安心な生活を取り戻すことであり、その中には、当然、犯

罪に怯えず安心して暮らせる環境の実現も含まれています。

また、被災地の安全・安心まちづくりは、これまでの1から7までの全ての方向性に關係するものです。

そのため、新たに「被災地における安全・安心まちづくりの早期復旧」という方向性を設け、取組を推進していくこととしました。

具体的には、被災者自身が立ち上がって、自らのまちの防犯について活動を再開するための支援や環境整備による犯罪が起きにくい生活環境の早期復旧を想定しております。

以上、長くなりましたが、課題、その計画への具体的な反映案といったものについて御説明させていただきました。以上でございます。

○山田会長

はい、ありがとうございました。

今、資料を基に目標、基本方針、それから方向性、これらについてそれぞれご説明いただきました。

時間もそれほどございませんので、前の方から順番にということではなく、この全体につきまして、どこからでも結構でございますので、御質問、御意見をいただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

いかがでしょうか。

では皆様から出る前に、基本的なところで質問というか意見を述べさせていただきたいのですが、目標の中で、犯罪が起きにくい環境づくりに取り組むということが盛り込まれていました。犯罪が起きにくい環境づくり、これを入れていただいたこと、大変結構なことだと思えます。

なぜかという、安全・安心のための具体的なセーフティネットは非常に大事なことで、その前に犯罪の起きにくい環境をつくるのがベースとしてなければいけないと思うのです。

そういった意味で、今までの計画はどちらかという、セーフティネットづくりが中心だったのに対して、今回この文言を入れていただいたのですが、そうすると、これを受け止める方針とか、具体的方向性が、もう少しあってもいいのではないのでしょうか。

やはり、犯罪が起きにくい環境には、連帯感やマナー・良識であるとか、コミュニティ形成や人間形成に関わる部分が入ってくると思うのですが、そういったことについて、踏み込まなくてはと思うのですが、いかがでしょうか。

○事務局

まず、この環境づくりを大きく分けると、ハードウェア面とソフトウェア面であると思えます。

ハードウェア面に関しては、例えば安全な道路、駐車場、住宅という表現であったり、通学路ということで、ハードウェアに関する取組というのはあるのではないかと思います。

会長が御指摘のソフトウェアの点でございますが、教育、子どもに関することでは教育ということが表現で盛り込まれておりますが、一方、大人あるいは、一般の県民のモラル

の面という点については確かに多少、手薄なところがあるかと思えます。

先ほども申しましたとおり、これから次までの間に、御指摘をいただきました点については、具体的に県として何が出来るのかということもあるので、その辺とセットにして、ご指摘な点は検討させていただいて、可能な限り反映させていただきたいと考えております。

○山田会長

ありがとうございます。

確かに文面で、絆を起点にとかホスピタリティが盛り込まれておりますので、それを育てていくためのベースというのはどうやって作ったらいいとか、環境整備だけではホスピタリティは実現できないわけなので、今、言われましたソフト面、それをこの範囲の中でどのように実現していくか、それも考慮していただければと思います。

初めに、意見を申しましたが、皆様からはありませんか。

○田村委員

会長さんから、話がありましたが、関連して若干感想を含めてですが、障害者の具体的な見守り活動ということについて、具体的な方向をお考えなのか伺いたいと思います。

現実、地域で障害者のケアホームであったり、グループホームであったりというのが、近年地域に増えていますが、地域のご協力をいただきながら、開設をしていく、一般住宅をお借りしてケアホームを立ち上げていくという方向がベースになっているのですが、地域の御協力・御理解がないとなかなか障害を持った方々が生活できないという現実がございます。というのは、なかなか受け入れていただけない地域もあるという現実もあって、そこで障害を持った人が生き生きと生活できないという半面が地域ではあるんだなあと、仕事をしていて体感しているところがあります。

そういった部分を含めた地域の見守りという部分に関しては、当然犯罪の見守りも大事なんですが、障害を持った社会的に立場の弱い方々と表現されていますが、そういう方々の見守りというのも意識した計画であってほしいなど、感想を含めて、お伺いいたします。

○山田会長

はいありがとうございました。

何かありましたら、お願いします。

○事務局

障害者に関するこの計画の中での取組みとしては、障害者110番ということをお設けておりまして、相談窓口を週6日開設しているところでございます。

○事務局

御意見の趣旨は分かりました。

この計画は、犯罪をなくすという観点で計画しておりますけれども、今の御意見にあった観点をもう一度福祉部門と相談して、どのように反映が可能かどうか調整させていただ

きます。

○山田会長

先ほど申し上げたことも若干関連あるのですが、見守りというものの、見守りの担い手はどうやって育てるのか。これは命令とか指示や条例などだけでは出来上がっていくものではないわけで、その担い手がどうやって育っていくかというあたりがないと、冒頭に申しあげました、犯罪がおきない環境づくりであるとか、お年寄りが困らない環境づくりというのはなかなか難しいとおもいます。そこが、非常に難しいところかと思えますけど、やはり基盤をどう作っていくのかという辺りに踏み込んでいただけると、いままでの計画から一步、奥行のあるものになるのではないかという印象を受けましたので、よろしく願います。

どうぞ、他に御指摘いただければと思います。お願いします。

○江刺委員

PTAの方から、話をさせていただきます。

今度新しく、被災地における安全・安心まちづくりという内容が入っていて、いいことだと思います。

PTAでは、450校くらいある内で、130校近くが被災地の学校であります。

被災した現場を見ると、ここ1～2年で町が出来るかという、そういう状態ではないのです。2年間、仮設住宅で生活する。町に行っても、明かりがほとんど点いていない。

安全・安心まちづくりの中で、被災地の環境整備を訴えていただいたことは、大変うれしいことですが、こういった計画をつくる上で、担当の方々は、ここ2年くらい、あるいは3年、4年とこうなるだろう、ああなるだろうと想定しながら計画するのだと思います。現実には待たないのです。計画が出来て、やるようでは。同時進行でやらなければならないのです。

各被災地にはまちづくりの本部が、それぞれあると思います。復興会議とか。

安全な通学路の確保など、また、子どもたちにとって、公園など遊び場が瓦礫の処理場で遊び場がないという状況です。

安心して遊べる場所は、安全・安心まちづくりに貴重なことなのです。

同時進行で進めていただきたい。今、子どもたちは生活しています。こういう計画をしていることは大切ですが、先取りして反映して、環境整備の中には是非公園など遊び場をいち早くつくっていただき子どもたちが安心できる環境づくりをお願いしたいと思います。

○山田会長

はい、ありがとうございました。

今の話は、とても大事なことで、この計画ができて、のんびりというわけにはいきません。

先ほどのことに戻って申し訳ありませんが、23年度の事業の中に試験的な取組をしながら、平行して環境・計画を作っていくというのは、いかがでしょうか。

○事務局

現実問題としては、おっしゃるとおりだと思います。

被災地としては、待ったなしで、それは犯罪のないまちづくりだけではなく、あらゆる全ての点で待ったなしで対策を講じているの状況であります。

この被災地の環境づくりについては、現状と対にあるような形となるかと思えます。

現時点では、被災地となった沿岸部地域は、住民の防犯グループの活動が良く行われていた地域でありまして、ところが、その方々が、活動を再開して行うという現状では無いかと思われまます。

この計画をつくると同時に、そういう方々がもう一度活動を再開できるように、例えば、防犯の物品の共有など様々なことを考えて参りたいと思えます。

通学路の環境については、避難所から仮設住宅に移ったばかりの状態ですので、早急に通学路などを。通学路の安全確保については、県内各地でPTAの方々や先生など地域ぐるみで通学路の安全点検などで定着してきたところでございます。計画を待ってではなく、働きかけて参りたいと思えます。

○山田会長

今のことは重要なので、被災地における対策として、被災地でも従来から携わっておられる既存の住民組織が活動を再開されるよう、23年度中の事業の中で再構築できればよいと思えます。

災害対策や対応は、1つの平面的ではない、時間的に変化していく対応など、今年度の次は、次年度は、という計画が必要だと思えます。

今年度から6年間先までの対応をどのように展開していくかがプログラムの中に組み込まれる、そういうものであってほしいと思えます。

他に、お願いします。

○大友委員

質問を1つとそれについての意見を述べさせていただきます。

1つは新設のところに、女性の安全対策の推進ということがあります。社会的に弱い立場の女性という文言で表現がされております。

3つの基本方針の真ん中に子ども、女性、障害者、外国人など防犯上配慮を要する人たちと、社会的に弱い人たちと分けてありますが、社会的に弱い立場というのは、どういう意味なのでしょう。社会的に弱い立場が女性という文言については、誤解を招くと思えます。

また、DVについて取り上げられておりますが、今までの資料を見て、もちろん、DVによる被害もありますが、むしろ、子どもの虐待の方が社会的にも問題になっており、身につまされる問題ですし、そのことが死にもつながっています。子どもの虐待が大きな問題になっていると思えます。

立場が弱い女性というのが文言上いいのか、また、なぜ、子どもの虐待を取り上げていないのか。子ども虐待についても取り入れてほしいと思えます。

成果として、子どもたちを取り巻く通学路問題、不審者対策については、5～6年前か

ら実施されており、定着してきております。

今、子どもが身近に感じている安全・安心まちづくりに関して感じることは、放射能のことです。

今から、6年先のことまで計画されるということですので、そのこととも思います。

私たちは毎日土壌検査をしています。

親御さんからは、給食を食べさせられるのか、プールの授業は終わりましたが、プールには入らない。入らせない。など、現実には起こっています。

子どものところもそうですが、県南の方は、もっと大変だと思います。

しかも、基本理念の中に自分の安全は自分自ら守ることがありまして、3つの基本方針にも前はあって、改正後は取られております。

私の学校では、保護者が一番安全ということから考えるとそれを抜きに出来ないことを、お話しさせていただきます。

○山田会長

1点目は表現上の女性の扱いと子どもの虐待のこと、2つ目は放射能問題の安全対策でしたが、いかがでしょうか。

○事務局

女性の安全対策については、社会的に弱い立場というフレーズの件ですが、若干誤解があったかと思えます。

女性がすべて社会で弱いということではありません。去年の事件などから経済的に自立できないことが原因となることもあり、社会的に立場が弱いという表現にしているのかわかりませんが、そこを指し示す案として、社会的に弱いというフレーズの文言で表現しました。

○事務局

補足させていただきます。

解釈のしようで誤解があるかと思えます。この辺の表現を次回までご相談させていただきます。

真意とすれば、女性一般ではなく、女性の一部に弱い方々がいて犯罪に巻き込まれやすい、ということで、もっと、いい表現になるように検討していきます。

放射能の問題につきましては、大変大きな問題だと思います。県議会でも毎日、議論が続いている状況です。

確かにおっしゃるとおり、学校生活や子どもに関わる方々には、深刻な問題となっております。

安全・安心まちづくりの基本計画は、全てを網羅することは難しいことです。

今回の計画は、犯罪抑止という観点からということでございます。

安全・安心まちづくりの中には、例えば、食の安全などいろいろな問題も考えられますが、今回の計画のポイントにすれば、犯罪抑止という点に絞ったことで計画をつくらせていただくということで、こちらからのお願いでございます。

よろしく申し上げます。

○大友委員

社会的に弱いということの真意は分かりました。分かった上で、質問させて意見を述べさせていただきます。是非、検討の方をお願いいたします。

また、放射能の件も、犯罪防止という観点のまちづくりということも重々承知の上で話させていただきます。

何を持って犯罪というのか。私も疑問に思っているところでございます。

ただ、親とすれば、学校で子どもたちを扱っている者すれば、一番安全・安心まちづくりという、これからの5年間は、そこを避けてはいけません。安全を先駆けていかなければならないということで、意見を述べさせていただきます。

○山田会長

ありがとうございました。

今の御意見も踏まえて、作業の方を進めていただければと思います。

ほかいかがでしょうか。

○邊見委員

私も地域で、色々な防犯の活動について関わらせていただいておりますけれども、常日頃こう考えているのは、防犯活動とか自主防災などが、色々な地域で、献身的には、なされている訳ですけれども、防犯活動のリーダーの存在というのが私はすごく大事じゃないかといつも考えています。

先ほども県の方からも色々説明ありましたけれども、やはり防犯活動イコール地域コミュニティづくり、と私は考えております。

結局、地域づくりが非常に難しいということになりますと、防犯活動も抑止力が低下するとか、抵抗力が低くなる、と。防犯活動と地域コミュニティというのはお互いに、相互繰り込みの視点というのか、相互保補完的な立場でまちづくりというのが、これから求められるんじゃないかなと思います。これまでの5年間の施行というのが、これを踏まえて、新しい、いろんな大地震大震災となって、安全の考え方も、だいぶこれから変わらざるをえないし、もちろん変わらなきゃいけないし、いよいよ質と量ともに、高い安心安全のまちづくりというものを、当然考えなきゃいけないなど。

それで、リーダーの存在というものを、宮城県としては、どういうふうに、どこまでのリーダーとして求めているのか、要するにそういう地域の、サポーター、あるいはその指針としてやってゆく概念というのはどういうふうに考えられているのかなというふうに思います。やはり、リーダーの方というのは得てして何でも屋です。何でも、色々オールマイティーにはやっちはいるんですけども、専門的な知識とか価値観とか、そういうものが、ついていかないと、ただやっているだけでは、先程の県民の意識からも、なかなか、満足いくものが無いんじゃないのかな、というふうふうに思っております。そういう防犯の担当者が、前向きになって、本気になって、自分達の地域は一生懸命守るんだという、そういうリーダー性というのが、私はずっと今まで見聞きして、もう少し頑張ってもらい

たいな、というふうなところであります。県としては、リーダーというのはいかに考えているのか、どのようにとらえているか。色々、防犯教育とか、ボランティアの養成講座ですとか、色々研修講座はたくさんやられているんですけども、それが一番小さい身近な行政区としては、それが活かしているかどうかは私自身分からない、ということでお聞きしたいと思います。

○山田会長

はい、今のお話はまず地域のこういう安全・安心に携わるリーダーの重要性ということを強調していただきました。そしてその基盤としての地域コミュニティ、それを育てる地域コミュニティが大事だという、そういう前提がありまして、その安全安心に関わる地域のリーダーそのリーダー性というか、リーダーに一体何が求められるのか、その具体化が無いとリーダーの養成とかリーダーの重要性を謳っても、具体的な政策には結びつかないのではないか、というご指摘。私の意見も少し入っているのですが、そういう御意見だったかと思しますので、その点はどうでしょう。

今、お答えいただける分があるのか、それともこういう計画で、という事でも結構だと思えます。

○事務局

はい、既にご承知だと思いますが、そういう住民グループ、防犯グループのリーダー養成講座というような形のものはやってはおります。ただ、今の御意見は、そこがまだまだ弱いし、必ずしも効果が、発現が足りないのではないかと御意見です。更にそのあり方について、具体の事業、講座などを行う際には、御意見を参考にさせていただき、もう少し、効果があるようなリーダー養成となるよう努力してまいりたいと思えます。

○事務局

県警さんの方で何か補足されることが、もしあれば。

○警察本部

警察本部ですが、今の防犯リーダーの部分については非常にその通りだと思います。先程ぐらいから、防犯組織の固定化、高齢化というふうなところがございまして、やはりこれまでとは世の中が段々変っているなかで、起きている事犯も次々と変わってきていると。そういった中で、地域の安全を守るために、やはり、皆様方、防犯組織が立ち上がって、そこでそれを取りまとめるリーダーというのが非常に重要になってくるところでございます。それで、そういった新しい犯罪であったり、新しいそういった防犯の取組、こういったものを、いち早くやはり入手していく必要があると考えておりますので、今のことを盛り込んでいただければ非常にありがたいと考えております。

○山田会長

今の話、ちょっと、まとめさせていただきますと、リーダーであるとか人づくり、これは非常に大事なんですが、とにかく頑張れ、というのではなく、もう少し科学的アプロ

チ、そういったものが大事じゃないかということと、それから冒頭おっしゃられた、それを育むコミュニティをきちんと整えていくこと、それが大事じゃないか、というご指摘だったと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。すみません、八幡さんお願ひします。

○八幡委員

ハーティ仙台の代表です。ハーティ仙台は、ドメスティックバイオレンスDVと性暴力の被害者支援です。私は、仕事で30年間性教育の仕事をしております。子ども達の相談を受け、少年院の子ども達、養護施設の子どもの性教育なども行っております。現在、高校にいきましても、必ずデートDVの面接があります。

先程、DVと児童虐待の話がありましたが、それは全く一体の問題です。DVが起きている家庭で児童虐待が起きている。児童虐待の事件が起きている所が、DVの家庭です。まさに一体の事です。石巻事件だけが取りあげられており、印象に残っていますが、毎年DV殺人事件は起きております。一度に二人が亡くなったので、あの事がすごく印象に残っているのです。

警察にたくさんの相談があがってきているのは、とても良い事だと思います。夫婦間の殺人事件は、それ自体が子どもへの虐待です。殺人事件が起きる前に、たくさんの相談が来て、保護がされる事が一番良い事です。

また、児童虐待の早期発見と保護が、次世代のDVをつくらない大事な事です。

何故なら、若い世代のデートDV、そのなかでの望まない妊娠が起き、それが児童虐待につながって児童殺人が起きているのです。この数は毎年減っておりません。性行動を急ぎ、犯罪を起こしてしまう若者が、暴力がある家庭で再生産されています。犯罪を起こしている人達は虐待のなかで育った人達です。ですから、監視も大事ですが、予防に一番大事なのは、DVや児童虐待の取り組みだと私は思っています。虐待環境で育ち、行き場がない人が刑務所に入るために、出所した途端に次々と犯罪を起こしています。生きてゆける場所が無いので、何度も犯罪を起こして刑務所に戻すしかないのです。犯罪対しては、厳罰化だけでは犯罪は減らせないのです。根本的対策として、DVと児童虐待がとても大事だと思っています。

また、性暴力の事に関しては、警察にあがってくるのは1割です。発覚しない理由は、身近な人間から性虐待を受けているケースが8割だからです。子どもに関しては、特にそうです。そのことを考えましても、子ども達に早いうちから、しっかりと性暴力の教育をしなければいけないと思います。防犯ボランティアの人から強制わいせつを受けている事件もありました。悲しい事に、教育者、及び公務員の人達の、盗撮や強制わいせつ、児童への性暴力を行っている事件が続いています。ですから、子ども達に、自分に何が起きているかわかる様に、小さい時からの性暴力の予防教育、非暴力教育を効果的に行う事が大事だと思っています。

また、教育関係や公務員の人達に、セクハラ及び性暴力の教育をもっと確実に行うようになって欲しいと思います。それから医療機関は、児童虐待を一番発見しやすい所です。DVと児童虐待の研修を医療機関に対して、積極的に行われる事を希望しています。

以上です。

○山田会長

はい、ありがとうございます。かなり具体的に色々ご指摘いただいたのですが、一点目はDVとか虐待の問題、これは要因とか構造とかをしっかりと分析したうえで、分析したうえで、これも科学的アプローチって言うていいのかどうか分りませんが、そういう対応のうえで対策を組み立てていただきたいということです。それから二つ目の問題は、やはり警察にあがってこない問題点が実にたくさんあるんだと。

これは、教育レベルの課題でもあるし、それは子どもに対する教育もありますし、またそれを取り巻く大人達の教育の問題もある、という御指摘をいただきました。これは非常に大事だと思いますので、よろしくお願い致します。何か今の発言に対してありますか。

○事務局

DVと児童虐待の関係で、子ども家庭課さんお願いしてよろしいでしょうか。

○子ども家庭課

子ども家庭課で児童虐待を担当しております菅野と申します。よろしく申し上げます。本日はDV担当は欠席させていただいております。ただ今のご提言いただきまして、教育の大切さというのは私どもも認識しているところでございます。今年度、DV関係の取り組みということで、今置いてある、高校のほうに警察のリーフレットを配布させていただいておりますが、今年度は中学校のほうにも、分かり易いかたちのリーフレットを作成して、教育に役立てていただきたいと考えております。

あとは、病院への研修というご提言をいただきました。こちらの方はまだちょっと弱い所だ、ということで、私どももやはり認識しておりますので、こちらのほう取り組みは、新たにさせていただきたいと思っております。

○山田会長

はい、ありがとうございます。

○事務局

それから子どもへの教育という観点でも御質問ありましたけれども、義務教育課さんでよろしいでしょうか。

○義務教育課

義務教育課の川田と申します。性教育ということになるかと思うんですけども、今、小学校から保健の学習等で、色々、子どもの体の変化とかそういったところやっておりますけれども、そういった際に、色々な発達段階に応じて自分の体を守って行くというようなことを少しずつやっているところだと思います。

中学校においてもやはり必要なそういった性教育の計画等がございますので、その計画に則って、それぞれに行っているような状況でございます。

○山田会長

はい、ありがとうございました。この問題は色々議論もあるかと思いますが、ちょっと私のつたない経験をお話しますと、大学でもやはりセクハラとかアカハラとかそういった問題がよくありまして、この対策に苦慮しましたが、なんといってもやはり被害者が相談しやすいとか、そういう環境をどうやって作っていくかっていうのが非常に難しいし、また大事なことだと思いますので、そんなことも一つポイントかなというふうに思いますのでよろしくをお願いします。

どうぞ、関連したお話でも結構ですし、他のことでも結構ですので、お願いします。

○宮島委員

私、藤崎で総務部もそれから人事部門を担当しております、宮島と申します。今日のこのメンバーのなかで、民間企業というのは、私一人かなというふうに思っていて見ておりました。私は私の立場でお話しをさせていただきたいというふうに思います。また、宮城県の万引防止連絡協議会の会長も、併せてあて職でありますけれども担当させていただいております。付け加えさせていただきたいと思います。

意見と質問一点という事でございます。質問であります、8つの方向性のなか、それから8つの方向性のなかの1の中で、それぞれ(4)に、行政県民、それから事業者の連携というのが、あると思うんですが、上の方のこの3つの基本方針のなかで、県民一人ひとりがこの意識を高めていこうという、これと合致するんだろう、と見ておりました。そのなかで、この事業者の連携ということについて、具体的にどのようなこと、政策として考えていらっしゃるのか、それがちょっと見えないに思っておりました。これが一つ質問であります。

それから意見ということで捉えていただければ、と思うのですが、8番の被災地における、これも皆様から意見が出てたと思いますが、私どもも、実は小さい店ではありますが、気仙沼、それから石巻、塩釜に店を持っております。そのなかで、気仙沼と塩釜は冠水、水没しまして約2か月、3か月ですかね、営業を休止するような事態に陥ってしまいました。ですが再開をしてからの市民の方々の喜んでいただいている声、これはまさに商売をやっていて我々も痛感している所でありまして、商売することがこんなに喜んでいただけるんだ、というのを、改めて感じたというのは我々従業員一同いつも思っておりました、本当に地元の方に本当に喜んでいただける仕事というのは、商売というのはあんまりいい、捉え方をされないのかもしれないかもしれませんが、今回改めて商店、それから商店街と言っていいと思いますけれども、社会の公器というぐらい我々は自負してもいいんじゃないかなというくらい、我々従業員は思っていて励んでいるところであります。

そういったなかで、この一番上の事業主っていうことを、被災地も含めて色々政策を考えられたり、絆を考えていただくとうろしいのではないかな、と思います。少なからず、力は無いんですが、そのなかで要請があれば、出来る限りの協力は、それぞれ被災地でもさせていただきたいな、ということは考えられるところありますので、是非その辺は考えていただきたい。

また、これは私が言うことでもないのかもしれませんが、被災地では、やはり雇用、産業が戻って雇用が回復しない限り、なかなか安心安全活気のある、ということは難しいだ

ろう、と思いますので、ここの委員会でもまた、別の視点なのかもしれませんが、あえて被災地の復興の8番として新しく項目を設けられたということであれば、この辺をもう少し強調していただいてもよろしいのではないかと、このように思います。

それからもう一つの意見でありますけれども、基本方針の一つ目の一人ひとりの防犯意識。あのアンケートを見てまして、意識が確かに無い、無いというか弱いのは見て分かりました。我々個人々々を考えてみましても、防火防災に関してはかなり意識が高まったと思えますし、そのような防犯に対する取り組み方のアプローチっていうのも、多面的に色々検討されて意識が高まるように是非お願いしたいというふうな意見でございます。以上で終わります。

○山田会長

ありがとうございました。被災地に関連する事と、それから一人一人の防災意識につきましてご意見をいただきました。最初に事業者の連携というのは、どんなものがあるか、というご質問をいただきましたのでお願いします。

○事務局

警察の方、お願いしてよろしいでしょうか。

○警察本部

それでは警察のほうから話させていただきます。事業者の連携の部分ですが、今ご指摘ありましたとおりですね、やはり事業者の方、そこには、様々な方が働いております。そういった方々に対して、防犯意識を高めていただいて、それで、それぞれの家庭で、それを持ち帰って、防犯対策について取り組んでいただく、ここから、全てがスタートではないかと、このように考えております。

本当に、防犯ボランティアの団体の結成までいけば、大変素晴らしいものですが、それぞれの団体ごとに、いろんな対応をされていて、そこまでできないところがあるかもしれませんけれども、やはり先程、違う部分で女性が被害に遭いやすい部分、こういった所から、声を掛けていただく、あるいは子どもに対する犯罪被害防止、こういった身近な所から、会社単位で声掛けをしていただく所から、まず始めていただく、という所が大事じゃないかな、このように考えております。

○事務局

先程、最初の説明にありました通り、例えば商店なんか子どもが駆け込むなど、そのような取組は、推進しております。ここから更に進めて何が出来るか、もっと検討をせよ、というご意見と承りましたので、是非これから少しずつですけども考えて参りたい。

それから最後の被災地の問題でございますが、全くおっしゃる通りで、今、ともかく住む所は何とかかなりつつある、という状況で、次はやはり雇用というのは、全くおっしゃる通りでございます。これはもう、この場というよりは、県の復興計画の策定が進んでおりました、そこから更に実施計画を今作っておりますけれども、そこでもやはり雇用をどうつくるか、どうしていくか、というのは課題です。その雇用というものと治安というも

のが、非常に密接な関係がある、というのは私も承知しております。ここで直接雇用の促進や雇用を守ることについて、この計画に書くかあるいは関連事業として位置付けるかは、ちょっと先の課題とさせていただきたいと思いますが、いずれにせよ県として雇用の確保という点では、全庁を挙げて取り組んでいかなければいけないというふうに思っています。

○山田会長

はい、ありがとうございました。最初の事業者の役割の事ですが、やはり事業者でなければ対応できない場面というのが非常にたくさんあると思います。

それから事業者が先に居住者より対応ができる、という環境も多々あるかと思います。特に都市的な環境ではそういったことは重要かと思しますので、よろしく願いいたします。ほかにはいかがでしょうか。お願いします。

○藤沢委員

青少年健全育成の立場で来ております藤沢でございます。

性教育その他性犯罪に対しまして、先程、八幡先生がおっしゃいましたけど、素人ながら少しお話をさせていただきたいと思います。

先程、DV関係の資料を高校生の方に渡しているというお話でしたが、その時に、中学生また小学生からあってもいいのではないかな、という感想を持っておりました。そうしましたら、今年度は中学生の方からもというお話をいただいて、良かったかな、と思います。

それで、さきほど、ハードの面ソフトの面、というお話がありましたけれども、いろいろハードの面、防犯、見守り、こちらから子ども達、女性に対する手立てという考えが大きいかと思うんですが、今の若い女の子達を見ていますと、結構露出度の高い服装をしていたりとか、男性から見てこの服装とかはどうなんだろうな、という感じを受ける、そういう事を見かける事が多々ございます。

それで、そういう格好した時にどういうふうになるのか、どんなふうに思われているのか、そういう想像を働かせる事が出来るような、若年層からもそのようなパンフレットや教育が必要なのではないかと思えます。

自分が何にもそういうつもりではなくても、そういうふうに見られてるんだよ、という教育などが必要ではないかな、と思います。

最初の方に、自分の、自らの安全は自らが守る、っていう文言があって、一人一人の防犯意識を高める、っていうふうに、ちょっと変わってますけれども、自分の身を自分で守る、そういう素振りを見せる事も防犯意識に繋がるんだよ、というその辺は、子ども達、小学生でも分かると思います。

小さい時から何度も、繰り返し、そういう状況になるんだよ、っていう事を教えて、また、自分が危険であるということを発信できる、メッセージが送れるような子どもを育てていかないと、実際にそういう状況になった時に、嫌だと言えない子になってしまうので、小さい時からしっかりと、女の子だけじゃなくて男の子にも、教育が大切じゃないかと思えます。

つたないですけどもお話させていただきました。

○山田会長

ありがとうございました。子どもであるとか若い女性意識や対応、そのありようについて、御指摘いただきました。ありがとうございました。何か関連してあるでしょうか。

○スポーツ健康課

スポーツ健康課の福田と申します。今のご意見は、防犯に限らず、防犯も交通安全も先ずは危険を予測する能力、そういったものをしっかり見つけさせていく教育が必要ではないかな、ということで、現在、学校安全に関するプログラムを作成しております。

当初、23年度に発行予定だったんですけれども、この震災がありまして、色んな課題が見えて参りました。それらをもとに、どの段階で、どういった所をしっかりと系統的に継続的に指導をしていきましょう、というプログラムを教育委員会の方で、今作成途中であります。24年度には、そういったものを学校の方に配布して、安全教育の推進に努めて参りたいと思っております。

○山田会長

ありがとうございました。他はいかがでしょうか。

○西條副会長

特に私は、いわゆる防犯とか青少年とかの専門家ではないので、どちらかというところと一般市民という立場でここに参加している、ということになると思うんですけれども、やはり今の若い人たちというのは警戒心が無いんですね。

自分の家の子ども達を見ていても、危険を想像する想像力がちょっと欠けている、という所があるので、やはりうっかりすると犯罪に巻き込まれる、被害者になりうるという、そういう危険性を常に誰でも持っているんじゃないか。これは女の子、男の子に限らず、持っているんじゃないかな、っていうふうに思うんです。

ですから先程、女性という、女子ども、というような文言、私もちょっとそこが気になった所なんですけど、やはり表現ですね、それをもうちょっと工夫していただければというふうに思います。

女性も非常に加害者になるケースも結構ありますので、やはり、女性が弱い、子どもが弱い、っていうようなかたち、障害者が弱いていう、その、単なる弱者ということではなくて、もうちょっと表現を工夫していただけたらいいかな、と思いました。

○山田会長

ありがとうございました。そろそろ時間も近づいて参りましたが、御意見、御質問は以上でよろしいでしょうか。

様々な御意見、御提言ありがとうございました。

本日の御意見、御提言を踏まえ、改定案を修正し、次回の委員会に中間案を提出し、12月に予定している第3回目の委員会で最終案を審議していただく予定です。

また本日の短い時間では言い尽くせない部分もあろうかと存じますので、次回の委員会の間まで、事務局の職員が、直接、各委員を訪問し、御意見をお伺いする予定となっております。

ります。

お忙しいところ恐縮ですが、何卒、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして議事を終了いたします。ありがとうございました。

○司会

山田会長、ありがとうございました。

本日皆様からいただいた御意見や御提言を踏まえ、答申案を作成してまいります。

また、山田会長からお話がありましたように、改めて事務局職員が委員の皆様方を訪問し、御意見を聴取してまいりたいと考えておりますので、後日、日程調整をさせていただきます。

お忙しいところ恐縮ですが、御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上で、本日の安全・安心まちづくり委員会の一切を終了いたします。

ありがとうございました。